

水道メーター検針の委託事業者について

皆さまの水道料金算定のため、2か月ごと(一部毎月)に水道メーターの検針を行っています。

メーターの検針は、札幌市水道局が委託した事業者が実施しており、8月から下記の事業者が検針を行いますのでお知らせいたします。

担当エリア 中央区、南区

株式会社日本ウォーターテックス



担当エリア 北区、西区、手稲区

第一環境株式会社



担当エリア 東区、白石区、厚別区、豊平区、清田区

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社



水道局からのお願い

検針のため、上記事業者が皆さまの敷地内に立ち入ります。不審に思われた場合は、各事業者が携帯している従事者証の提示を求めるほか、下記担当課までご連絡ください。



※制服は変更となる場合がございます。

※各事業者の連絡先は8月以降の「上下水道料金等のお知らせ」及び水道局ホームページでご確認ください。

■ 担当: 営業課 ☎211-7039

漏水調査にご協力をお願いします

限りある水資源の有効活用や、道路陥没などの事故を未然に防ぐため、水道管の漏水調査を外部への委託により、計画的に実施しています。そのため、調査員が皆さまの敷地内に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。



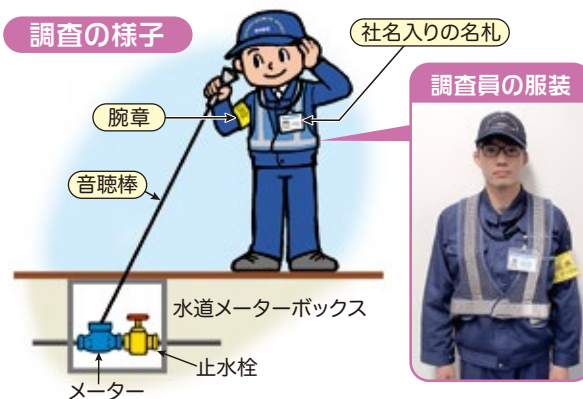
調査内容

- 道路部分の仕切弁や消火栓、宅地内の止水栓や水道メーターなどに音聴棒と呼ばれる機器を当てて、地下漏水の有無を調査するものです。
- この調査は水道局の費用で実施しているため、**皆さまに費用を請求することはありません。**
- 調査員は、下のイラストのような「**社名入りの名札**」「**腕章**」「**水道局発行の身分証明書**」を身に付けていますが、疑わしい場合は、身分証明書の提示を求めるほか、水道局給水課までお問い合わせください。
- 詳しい調査区域については、水道局のホームページをご覧ください。

札幌市 漏水調査 検索



調査の様子



調査員の服装



■ 担当: 給水課 ☎211-7032

■ 委託先: さっぽろ水道サービス協会管路維持課 ☎572-3100

新鮮な水と情報とどけます

じゃぐち通信

No.39
令和6年春夏号

重要なお知らせ

じゃぐち通信は次号から
電子版で発行します

水道局ホームページ
(じゃぐち通信)



札幌市水道局では、利用者みなさまに水道事業に関する情報をお届けするため、紙のじゃぐち通信を配布してまいりました。

この度、より良い情報提供を目指し、どこでも閲覧できる利便性と、環境への配慮の観点から、次号より電子版での発行に移行することとしました。じゃぐち通信は、バックナンバーを含め、水道局ホームページ(右上の二次元バーコード)からご覧いただけます。

TOPICS

水道メーター検針の委託事業者について

令和6年8月から水道メーター検針業務の委託先の事業者が変わります。詳細は中面をご覧ください!

安心でおいしい水をいつまでも
札幌市水道局

引越しなどの各種届け出・お問い合わせは **水道局電話受付センター**

☎211-7770 FAX 211-7777 (引越し専用)

- 引越し等の届け出
8時00分~21時00分(無休)
- 口座振替・クレジットカード払いに関するお問い合わせ
平日 8時45分~17時15分
- 道路からの水漏れ、急な水道故障、詳しい担当のご案内
24時間(無休)

水道局ホームページ
でもお手続きできます



相談窓口 平日 8時45分~17時15分

水道料金のお支払いのご相談・水道料金に関するお問い合わせ

| お住まいの区 | 担当 | 住所 | 連絡先 |
|--------------|----------------|----------------------------|----------------------------|
| 中央区・南区 | 中部料金課 | 中)大通東11丁目23 | ☎ 211-7200 FAX 231-2766 |
| 北区・東区・西区・手稲区 | 北部料金課 | 北)新琴似6条2丁目1-1 | ☎ 762-7200 FAX 761-6976 |
| 豊平区・清田区・白石区 | 南部料金課 | 豊)豊平8条10丁目2-1 | ☎ 812-7200 FAX 814-2006 |
| 厚別区 | ヴェオリア・ジェネッツ(株) | 白)南郷通20丁目北3-28 札幌南郷ビル4階 | ☎ 864-3800 FAX 864-3850 |

ご家庭の水道工事や故障などのご相談 各配水管理課へ

| お住まいの区 | 担当 | 住所 | 連絡先 |
|-----------------|---------|---------------|----------------------------|
| 中央区・南区 | 中部配水管理課 | 南)川沿2条2丁目2-7 | ☎ 572-7300 FAX 572-7525 |
| 北区・東区 | 北部配水管理課 | 北)新琴似6条2丁目1-1 | ☎ 762-7300 FAX 761-7515 |
| 豊平区・清田区・白石区・厚別区 | 南部配水管理課 | 豊)豊平8条10丁目2-1 | ☎ 812-7300 FAX 812-7450 |
| 西区・手稲区 | 西部配水管理課 | 西)八軒6条西2丁目1-5 | ☎ 618-7300 FAX 622-8735 |

新設・撤去・改造(給水装置工事)などのご相談 給水装置課へ

| お住まいの区 | 担当課 | 住所(庁舎) | 連絡先 |
|--------|-----------|--------------------------|----------------------------|
| 全区 | 給水装置課 審査係 | 中)大通東11丁目23 水道局本局庁舎2階 | ☎ 211-7081 FAX 211-7082 |

※札幌市外から、または携帯電話からおかけの場合は、電話番号のはじめに市外局番011を付けてください。

発行 札幌市水道局企画課 札幌市中央区大通東11丁目23
URL <https://www.city.sapporo.jp/suido/>

停電時の給水方法を確認しましょう



マンションにお住まいの方へ

北海道胆振東部地震では停電により多くの中高層マンションで断水が発生しましたが、停電時でもマンション敷地内で給水できる場合があります。給水方法は、各マンションの給水方式によって異なりますので、ご自宅の停電時の給水方法について確認してみてください。

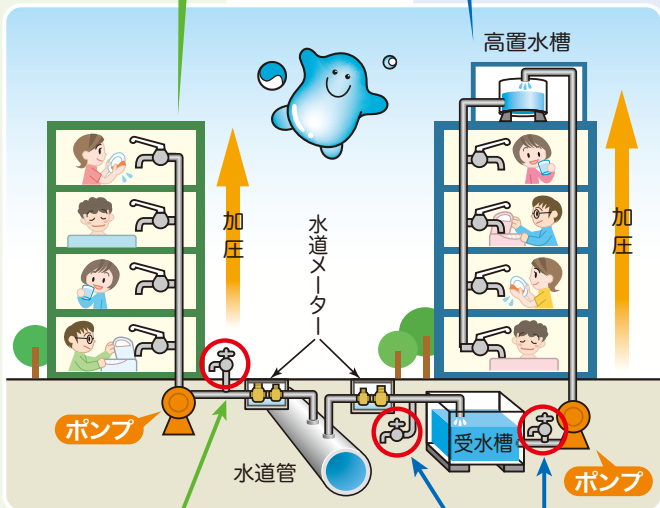


給水方式① 直結加圧方式

電動ポンプを使用しているため、高層階で断水する可能性があります。ただし、敷地内に非常給水用として設置している「直圧共同水栓」からの給水が可能です。



直圧共同水栓



給水方式② 受水槽方式

電動ポンプを使用しているため、断水する可能性があります。ただし、受水槽周辺の「水抜き用バルブ」等から給水できる場合があります。



水抜き用バルブ

給水方式③ 直結直圧方式

水道管からの水圧を利用して給水するため、停電時でも、通常通り給水することができます。

お住まいのマンションの「給水方式」や、「直圧共同水栓」・「水抜き用バルブ」等の位置が分からない場合は、建物の管理会社等へお問い合わせください。使用する際は管理会社等の管理方法に従ってください。なお、水道料金に関しては管理組合等の負担とな

ります。普段使用していない「直圧共同水栓」などから取り出す場合は、しばらく水を流してからお使いください。

また、ご要望により水道局による現地説明も行います。ご要望の際は、管理組合又は建物所有者等からのご連絡をお願いします。

札幌市公式 YouTubeチャンネル



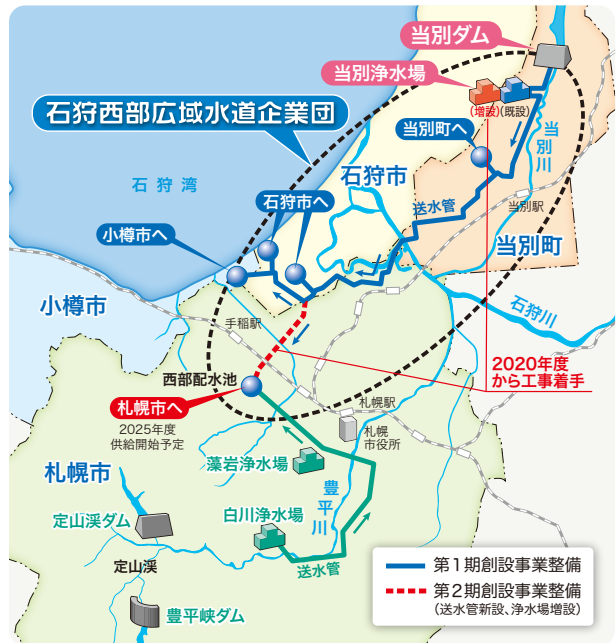
動画も見てね!



担当: 給水装置課 ☎211-7055

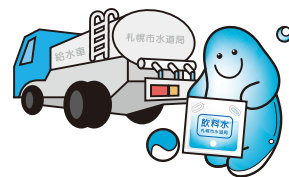
水源の分散化に取り組んでいます

札幌市は、豊平川に集中している現在の水源以外にも安定した水源を確保するために、北海道、小樽市、石狩市、当別町とともに、石狩西部広域水道企業団に参画しており、2025年度から当別浄水場でつくった水道水を受水する予定です。



Q 受水することで、どのような効果があるの?

A 札幌市は、水道水のほとんどを「豊平川」の水でつくっています。企業団から1日最大44,000m³の水道水を受水することで、災害や事故などで「豊平川」の水で水道水がつかれない場合でも、最低限必要な生活用水を継続的に確保することができます。



札幌市水道局ホームページ (石狩西部広域水道企業団への参画)

担当: 計画課 ☎211-7052

水道メーターの取替にご協力をお願いします

有効期限が近い水道メーターを順次取り替えています。取替対象のお宅には、水道局が委託した業者が取替に伺いますのでご協力をお願いします。※対象は、市から貸与している水道メーターに限ります。



作業に関するお知らせ事項

- 対象のお宅には、事前にチラシを配布しお知らせします。
- 敷地内で作業しますが、お部屋の中には入りません。
- 作業時間は30分程度で、作業中は水が出ません。
- 取替は水道局の費用で実施するため、**皆さまに費用を請求することはありません。**
- 作業員は、「水道局発行の身分証明書」を身につけていますが、疑わしい場合などは、身分証明書の提示を求めるほか、水道局の各配水管理課までお問い合わせください。
- 取替対象地域や取替業者については、水道局ホームページをご覧ください。

担当: 各配水管理課 ☎相談窓口一覧参照

災害に備え、飲料水を備蓄しましょう

地震などの災害発生から3日間は、人命救助が優先される期間となっており、その期間中は各ご家庭で備蓄している飲料水や食料が頼りになります。

水道局では災害に備え様々な取組を進めていますが、皆さまのご家庭でも飲料水の備蓄をお願いします。

1人あたり 3リットル×最低3日分の飲料水を備蓄しましょう!

水道水を保存する方法

清潔でフタのできる容器に口元いっぱい水を満たし、フタをしっかり閉めてください。

- 【入替の目安】冷暗所での保存: 3日~1週間
- 冷蔵庫での保存: 1~2週間



※市販のボトル水などを保存する場合は製品に記載されている保存方法や賞味期限などをご確認ください。

担当: 計画課 ☎211-7015